

お知らせします!!

臨時福祉給付金 (平成27年度)

臨時福祉給付金

所得の低い方の負担を緩和します。

消費税率の引上げに際し、所得の低い方々への影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として実施します。

子育て世帯臨時特例給付金

※子育て世帯臨時特例給付金の詳細については、「市政のひろば」6月号8ページをご覧ください。

子育て世帯の負担を緩和します。

消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として実施します。

対象者

住民税が課税されていない方

- ・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている方 (扶養されている方)
 - ・生活保護の受給者
- などは対象外

※
両方とも受給可

対象者

中学生以下の児童がいる
子育て世帯

高所得世帯

受給資格の有無を確認したい方は、次ページ以降をご覧ください。

※平成27年度は、2つの給付金のどちらの要件にも該当する方については、2つの給付金を両方とも受け取ることができます。



カクニンジャ



つし丸



ふじが



マッキー

●支給対象者

・平成27年度分の住民税が課税されていない方が対象です。

※ただし、
 ・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合
 （住民税において、課税者に扶養されている場合）
 ・生活保護の受給者である場合 など
 ）は対象となりません。

●支給額

・1人につき **6,000円**

●基準日

・平成27年1月1日

(参考) 住民税が課税されない所得水準の目安 (非課税限度額)

(給与所得者)		(公的年金等受給者)	
区分	非課税限度額 (給与収入ベース)	区分	非課税限度額 (年金収入ベース)
単身	93万円	単身	65歳以上 148万円
夫婦	137.8万円		65歳未満 98万円
夫婦子1人	168万円	夫婦	65歳以上 192.8万円
夫婦子2人	209.9万円		65歳未満 147万円

ご 注 意

●平成27年度は、2つの給付金のどちらの要件にも該当する方については、「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の**両方を受け取ることができます**。

その場合、両方の給付金について、それぞれ申請が必要となります。なお、「子育て世帯臨時特例給付金」の申請は、児童手当現況届に合わせて申請していただいておりますが、まだ申請をされていない方及び公務員の方は、申請期日までに児童課へ申請してください。

●原則として、**申請期間外の申請**は受け付けられませんのでご注意ください。

●申請期間などは、**各市区町村により異なります**。津島市以外が申請先となる方は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。

基準日(平成27年1月1日)時点で住民票が津島市にある方が対象です。

※一定の住居を持たない方でいずれの市区町村にも住民票がない方については、基準日の翌日以降であっても津島市で住民票の手続を行えば申請を行うことができます。

※DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童等で、他の市区町村から住民票を移さずに津島市にお住まいの方については、津島市で申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談ください。

●申請期間：平成27年9月1日(火)～ 12月1日(火)**●提出書類：①申請書(該当者と見込まれる方に8月末頃に郵送します。)**

※該当者と思われる方で書類が届かない場合は、臨時福祉給付金窓口にご連絡ください。

②申請者本人が確認できる書類の写し(運転免許証・旅券・写真付き住民基本台帳カード・健康保険証等)

※対象者全員の本人確認書類の写しの添付が必要となります。

※外国人の方は、在留カードの写しの添付が必要となります。

この場合、在留カードが本人を確認できる書類となります。

③指定した振込先口座がわかる通帳及びキャッシュカードの写し(金融機関名、支店名、口座名義(カナ)、口座番号)

※昨年と同様の口座への振込の場合は添付不要です。

※郵便局への振込の場合は、キャッシュカードではなく、通帳の見開き部分の写しが必要となります。

④市外に居住している方に扶養されている場合は、扶養している方の非課税証明書**●受付方法：郵送または「臨時福祉給付金」窓口(市役所1階会議室)****●受取方法：申請書に記載した指定口座に入金されます。**

※金融機関口座を持っていないなど、振り込みによる支給が困難な場合には窓口で受け取ることができます。

Q**自分に住民税が課税されているかどうか、どうすればわかりますか？****A**

例えば、

- ・ご自身の給与支給明細書の「住民税」の項目に課税額が記載されている場合
- ・介護保険料決定通知書に記載されている「保険料の段階」で第6段階以上となっている場合
- ・ご自身の給与や年金の収入が②ページの(参考)の非課税限度額以上の場合には、基本的に住民税が課税されています。

Q**基準日の翌日以降に引っ越した場合の給付金の受取はどうなりますか？****A**

臨時福祉給付金は、基準日(平成27年1月1日)時点で住民票のある市区町村から支給されます。具体的な申請期間や手続については、申請先の市区町村にお問い合わせください。

Q**基準日以降に生まれた場合や亡くなった場合は給付金の対象になりますか？****A**

基準日(平成27年1月1日)に生まれた方は対象となりますが、基準日の翌日以降に生まれた方は対象となりません。また、市区町村が支給決定するまでの間に亡くなられた方も対象にはなりません。

問い合わせ先**●申請方法に関するお問い合わせ**

津島市役所 福祉課「臨時福祉給付金」窓口

☎0567 (22) 3770**●制度に関するお問い合わせ**

厚生労働省

専用ダイヤル **☎0570 (037) 192** みな いいきゅうふ

「臨時福祉給付金」(簡素な給付措置) や「子育て世帯臨時特例給付金」の
“振り込め詐欺” や **“個人情報の詐取”** にご注意ください。

ご自宅や職場などに市区町村や厚生労働省(の職員)などがかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市区町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))に御連絡ください。

